

令和3年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第1号）

令和3年3月5日（金）
午前10時 開 議

【再 開】	
・町民憲章朗唱		
【会議録署名議員の指名】	
日程第1	会議録署名議員の指名	
【諸般の報告】	
日程第2	諸般の報告	
・令和2年度定期監査結果並びに例月現金出納検査報告書の配布		
・陳情書の配布		
(1) 陳情第5号	安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守る ための陳情書	
・出張報告		
【町長施政方針演述】	
日程第3	町長施政方針演述	
【教育長教育行政方針演述】	10
日程第4	教育長教育行政方針演述	
【報告第1号～第2号上程、報告】	13
日程第5	報告第1号	車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額 を定めることに関する専決処分 の報告について
日程第6	報告第2号	葛巻町町税条例等の一部を改正する 条例制定の専決処分の報告 について
【議案第1号～第16号・同意第1号上程、説明】	15
日程第7	議案第1号	令和3年度葛巻町一般会計予算
日程第8	議案第2号	令和3年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算
日程第9	議案第3号	令和3年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算
日程第10	議案第4号	令和3年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第11	議案第5号	令和3年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算

- 日程第12 議案第6号 令和3年度葛巻町水道事業会計予算
- 日程第13 議案第7号 令和2年度葛巻町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第14 議案第8号 令和2年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正
予算（第3号）
- 日程第15 議案第9号 令和2年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第16 議案第10号 葛巻町表彰条例の全部を改正する条例
- 日程第17 議案第11号 葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第12号 葛巻高原食品センター条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第13号 葛巻町出産祝金条例
- 日程第20 議案第14号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求める
ことについて
- 日程第21 議案第15号 町道路線の変更に関し議決を求めることについて
- 日程第22 議案第16号 葛巻町辺地総合整備計画の策定に関し議決を求めるこ
とについて
- 日程第23 同意第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求
めることについて

令和3年葛巻町議会3月定例会議 会議録 (第1号)

告示年月日	令和3年2月25日(木)					
再開年月日	令和3年3月5日(金)					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和3年3月5日(金) 開議10時00分 散会12時25分					
議員出席状況 (凡例) ○ 出席 △ 出欠 遅早 遅早 席席刻退	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1	下屋敷 幸男	○	6	鈴木 満	○
	2	遠藤 裕樹	○	7	姉帯 春治	○
	3	近藤 聖	○	8	辰柳 敬一	○
	4	山崎 邦廣	○	9	高宮 一明	○
	5	柴田 勇雄	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	5番	柴田 勇雄		9番	高宮 一明	
会議の書記	議会事務局長	触 沢 誉		議会事務局長補佐 兼総務係長	和野 美歌	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	健康福祉課長	檜木 幸夫
	副町長	觸澤 義美	農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	松浦 利明
	教育長	高畑 嗣人	建設水道課長	和野 康弘
	農業委員長	深澤 進	教育次長兼こども教育課長	千葉 隆則
	代表監査委員	馬 渕 文雄	まなび交流課長	大久保 栄作
	政策秘書課長	中山 優彦	病院事務局長	大石 和人
	総務課長	服部 隆行	政策秘書課主幹兼 政策秘書室長兼政策推進係長	波紫 徳彰
	いらっしやい葛巻推進課長	石角 則行	総務課副主幹兼財政係長	近藤 桂太
会計管理者兼住民会計課長	坂 待 典子			

(開議時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝の挨拶をします。おはようございます。

ただいまから令和3年葛巻町議会を開会します。

本日の会議に先立ち、葛巻町民憲章の朗唱を行います。事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き全員で朗唱願います。町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

議会事務局長 (触沢誉君)

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。葛巻町民憲章。第1章、幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。第2章、明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。第3章、豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に力を合わせて、生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

議長 (中崎和久君)

ご着席ください。以上で葛巻町民憲章の朗唱を終わります。

これから令和3年葛巻町議会3月定例会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、本定例会議の会議日程は、本日から3月16日までの12日間とします。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、5番、柴田勇雄君及び9番、高宮一明君を指名します。

次に、日程第2、諸般の報告を行います。初めに、令和2年度定期監査の結果並びに例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配布しています。ご参照願います。

次に、陳情第5号、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書については、議会運営委員会での協議の結果を踏まえ、議員配布の扱いとします。

次に、出張報告をします。2月19日、岩手地区議会議長会臨時総会及び議長・事務局長会議出席のため、盛岡市に出張しました。これで出張報告を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、町長施政方針演述を行います。町長。

町長 (鈴木重男君)

本日、ここに令和3年葛巻町議会3月定例会議において、令和3年度における一般会計、特別会計、企業会計の各予算案並びに関係諸議案の審議をお願いするに当たり、町政運営に対する私の所信と令和3年度の主要施策の概要について申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご指導を賜りたいと存じます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、国内外を問わず感染防止対策に追われ、いまだ終息が見えない状況にある中、町民の生活はもとより、雇用や経済に大きな影響が出ております。

こうした状況を踏まえ、現在は「新しい生活様式」や「新しい働き方」などが取り入れられ、これまでの社会環境が大きく変化してきておりますが、こうした状況の変化に柔軟かつ、速やかに一步を踏み出すことが、やがて大きなチャンスをつかむ機会につながるものであり、新たな取組に積極的に挑戦してまいりたいと考えております。

国は、バブル崩壊後の長年の課題に対し、「地方で、家族を育み、老いても安心して暮らせるよう、地方の方々の所得を引き上げる施策を追求」し、成長志向の政策運営の原動力として「グリーン社会の実現」と「デジタル改革」を掲げております。

一方、町では、20年前には風力発電をはじめとした再生可能エネルギーを、10年前には高速ブロードバンド、ケーブルテレビなどといった地域情報化に、それぞれ他に先駆けて取り組んできたところであり、こうした経過を生かし、さらに国の政策に呼応した取組を進めてまいりたいと考えております。

さらには、コロナ禍を機に改めて地方への関心が高まる中、都市から地方へ大きな人の流れが生まれようとしており、町においても、地方にいても都市と同じ仕事、同じ生活ができる環境を整備することで、最重要課題である人口減少問題の解決に向け、交流人口・関係人口の拡大に積極的に取り組むとともに、移住定住対策の強化を図ってまいります。

また、特に、未来を担う子供たちや若者のために、結婚や出産、子育てに希望を持ち、安心して暮らせる環境の整備が重要であることから、基幹産業の振興のみならず、新たな起業や雇用の確保による所得の向上に努めるほか、住宅、子育て、教育などの環境の充実と負担の軽減、さらには、きめ細やかな支援などにより、若い世代の望みがかなう社会の実現を目指してまいります。

現在、経済が低迷し社会情勢も不安定な状況にありますが、喜び満ちあふれる明るい未来の創造に向け、「この町だからこそできる」「この町にしかできない取組」を展開することで夢と希望を持ち、この町に住んでいてよかったと思える“まちづくり”に、より一層、精力的に取り組んでまいり所存でありますので、議員各位、そして町民の皆様のご協力をお願いするものであります。

まず、町の基本的な施策の方向であります。

町総合計画・基本構想では、まちづくりの基本理念を「幸せを実感できる“まち”」とし、これまで先人が築き上げてきた、大切な財産と先人のたくましい意志を受け継ぎ、町民一人一人が主役となり、自助・共助・公助の精神で、将来像として掲げる「未来を協創する 高原文化のまち」に向かい取り組んでいるところであります。

令和2年度には、「町総合計画・中期基本計画」「第2期・町総合戦略」が新たにス

スタートし、3つの基本目標を達成するために「元気に満ちた“しごと”づくり」「光り輝く“ひと”づくり」「魅力あふれる“まち”づくり」「“つながり”づくり」の4つの重点プロジェクトを整理し、積極的かつ有効的な対策を講じているところであります。

そうした中、令和3年度におきましては、特にも、若い世代の移住定住をしっかりとサポートし、安心して家庭を築き、子供を産み育てられる環境を整備する取組に一段と力を入れて進めるとともに、3つの基本目標を達成するため、各分野において積極的に施策を展開してまいります。

1つ目の基本目標「地域資源を活かす“しごと”」につきましては、基幹産業の新たな展開や商工業の経営革新により、町民所得の向上と若者が魅力を感じる雇用の創出を図るとともに、町が持つ魅力をより一層輝かせることで、交流人口の拡大はもとより、移住・定住人口の増加を図るため、テレワーク施設等整備事業、特定地域づくり事業、資格取得助成事業、中心市街地活性化事業、くずまき鍋商品開発事業などに取り組んでまいります。

2つ目の基本目標「いきいきと輝き続ける“ひと”」につきましては、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえ、次代を担う子供たちが健やかに育ち、子供から高齢者まで、誰もが生きがいを持ち地域で活躍する郷土愛にあふれたひとづくりを進めるため、学び輝くひとづくり支援事業、地域みらい留学関連事業、出産祝金事業、ニコちゃん健康ポイント事業などに取り組んでまいります。

3つ目の基本目標「誰もが住みたくなる“まち”」につきましては、町が持つ自然、空間を大切にしながら、情報通信技術の利活用や道路交通網の整備などにより生活環境の快適性を高め、町での暮らしを求める人の流れをつくり出すとともに、若者をはじめ誰もが心安らぐ快適な生活を送ることができる環境づくりを進めるため、合併66周年記念事業、特別養護老人ホーム高砂荘浴室等整備事業、森林雇用促進住宅整備事業、消防団新基準訓練服購入事業などに取り組んでまいります。

続きまして、令和3年度予算編成における各会計の予算規模につきまして、ご説明申し上げます。

人口減少や少子高齢化などにより、町を取り巻く社会情勢は日々大きく変化していく中、行政が果たすべき役割も多様化、複雑化しており、新たな時代に即した行政サービスを提供していくためには、良好かつ安定的な財政状況を維持し、効率的な行政運営に努めることが重要であります。

また、新型コロナウイルス感染症が様々な分野に影響を及ぼしていることから、各分野における状況等について注視しながら、対策が必要な分野に機動的な取組を講じてまいります。

そうした中、令和3年度における一般会計の予算規模は、65億3,699万円で、前年度と比較して3.8%の減であります。

歳入では、地方財政計画の基本方針を踏まえたほか、近年の社会情勢等を勘案の上算定しており、町税では、葛巻第二風力発電施設の稼働に伴う固定資産税の増などにより前年度と比較して29.9%増の6億1,421万円としたほか、地方交付税では前年度と比較し、1,000万円減の30億4,000万円としております。

また、性質別歳出では、普通建設事業費が13億3,031万円で、前年度比6億9,639万円、34.4%の減であります。これは、庁舎等建設事業の減などによるものであります。

公債費につきましては、町財政健全化に係る取組として実施する任意繰上償還費用1億3,651万円を当初予算で計上したことにより、前年度比2億7,977万円、13.8%の増であります。

次に、特別会計であります。国民健康保険事業、農業集落排水事業、後期高齢者医療事業の3会計の合計は、11億6,228万円で、前年度比2,405万円、2.1%の増としております。

これによりまして、一般会計及び特別会計を合わせた予算総額は76億9,927万円となり、前年度比3.0%の減となったものであります。

次に、企業会計の予算規模につきましてご説明申し上げます。

まず、国民健康保険病院事業会計であります。収益的支出と資本的支出の総額が12億1,137万円で、前年度比1.2%の減であります。これは、病院職員住宅建設事業費の減などによるものであります。

水道事業会計につきましては、収益的支出と資本的支出の総額が3億5,756万円で、前年度比20.0%の増であります。これは、配水管布設替え等に係る建設改良事業費の増などによるものであります。

これによりまして、企業会計全体では、収入総額が14億2,704万円で、前年度比2.4%の増、支出総額が15億6,893万円で、前年度比2.9%の増となるものであります。

続きまして、町総合計画・中期計画に掲げる3つの基本目標と4つの重点プロジェクトの達成に向け、令和3年度の主要施策の概要について、部門別の取組を申し上げます。

初めに、基幹産業の新たな展開による高収益産業の実現であります。

農業の振興につきましては、効率的かつ合理的で収益性の高い安定した農業の確立及び経営体の育成に取り組むとともに、意欲ある若手後継者や新規就農者の確保と育成を図るため、「収益性の高い農業の確立」「効率的かつ合理的な畜産経営の確立」「耕畜連携等による環境にやさしい循環型農業の推進」「意欲ある担い手の確保育成」などの取組を中心に、主な事業としましては、地域の農業を支える人材の確保と育成を図る《農業担い手研修助成事業》、荒廃農地の抑制と担い手農家への農地集積を進める《農地基盤整備事業》、特用林産物としての山ぶどうの振興を進める《山ぶどう魅力発信事業》、畜産物の消費拡大事業等により、畜産の町くずまきの情報発信を展開する《令和3年丑年記念畜産の町くずまきPR事業》、粗飼料生産基盤の強化と畜舎整備等による酪農経営の規模拡大を図る《草地畜産基盤整備事業》、中心的な経営体の規模拡大と効率的な畜産経営を実現する《いわて地域農業マスタープラン実践支援事業》などを進めてまいります。

林業の振興につきましては、森林の持つ公益的機能が十分に発揮され、森林資源の循環利用を推進するため、「公益的機能が発揮できる森林整備」「森林資源の循環利用」「生産基盤整備」「担い手の育成と所得の確保」などの取組を中心に、主な事業としましては、森林環境譲与税を活用し、新たな森林経営管理制度を推進する《森林現況調査

等業務》、再造林、除間伐、作業路整備、間伐材搬出に要する経費の一部を助成し、手入れの必要な森林を適時、適切に整備する《森林保全特別対策事業》、岩手くずまき高原カラマツ等の地場産材の利用を促進する《町産材利用促進事業》などを進めてまいります。

農林産物加工の振興につきましては、農林産物の6次産業化や農商工連携の取組による高付加価値化を図り、高品質な「くずまきブランド」の定着が図られるよう、「農林産物のブランド化の促進」「農林産物加工の促進」などの取組を中心に、主な事業としては、町の農畜産物や特産品を使用したメニューや加工品の開発を推進する《くずまき食のマイスター事業》、全国の乳業、酪農業関係者の広域的なつながり強化とヨーグルトの魅力を発信する《全国ヨーグルトサミット in いわて協賛金事業》、道の駅くずまき高原に町の農産物を活用したレストランの建設を進める《道の駅レストラン整備事業》などを進めてまいります。

続きまして、交流・連携の強化による地域産業の育成であります。

商工業の振興につきましては、基幹産業を中心に他業種との連携や一次産品の付加価値を高める6次産業化など、新たな展開により地域産業の活性化を図るため、「商工業の振興」「商店街の活性化」などの取組を中心に、主な事業としては、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞している地域経済を回復して活性化を図る《経済活性化事業》、商店の設備導入及び店舗改装等の支援を行う《商店等設備導入事業》、中心市街地活性化イベントを開催するなど、にぎわい創出による商店街への誘客と地元購買率の向上を図る《中心市街地活性化支援事業》などを進めてまいります。

観光の振興につきましては、基幹産業を中心として、観光資源の魅力を生かした体験・滞在型観光による誘客促進と観光消費の拡大を図り、観光産業を地域経済に好循環をもたらす総合産業として確立していくため、「誘客及び滞在の促進・受入環境整備」「観光で稼ぐ」地域づくりの推進などの取組を中心に、主な事業としては、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した観光入り込み客数の回復を図るため、首都圏等において観光展及び物産展を開催する《誘客促進事業》、町産材の木製屋根を持つ木橋整備により、歩き回りたくなる“まちなか”の実現を図る《木橋建設事業》、地域にある観光資源を活用し、交流人口の拡大のため多種多様なツーリズムを推進する《くずまき型DMO事業》などを進めてまいります。

交流・連携の推進につきましては、町が持つ様々な魅力を積極的に情報発信し、地域課題の解決や地域活性化に向けた交流連携の推進や、近隣市町村及び首都圏等の関係機関、民間団体等との連携を強化し、特色を生かした情報発信や交流事業を展開することにより、都市部からの交流人口やコミュニティーを拡大し、移住・定住人口の増加につなげるため、「地域間交流の推進」「子育てファミリー層の移住とUターンの促進」「定住促進のための雇用のマッチング支援」「快適な住まいの確保」「情報発信の強化」「関係人口創出のための仕組みづくり」などの取組を中心に、主な事業としては、学生が地域に深く継続的に関わることで町への愛着を形成し、将来の移住定住人口につなげる《若者関係人口創出事業》、町外在住者の寄附による“まちづくり”への参画と特産品を通じた「くずまきファン」の拡大を図る《ふるさと納税事業》、県外在住者の来町

相談を促進する《くずまき暮らし体験事業》、多様性が増す移住相談への対応の強化を図る《移住コーディネーター事業》、地域づくり人材として都市部から若者を呼び込むための《地域おこし協力隊事業》などを進めてまいります。

続きまして、地域資源を活かした起業支援と雇用の確保であります。

起業支援と雇用の確保につきましては、企業誘致や起業支援など地域資源を生かした産業振興で若者や女性の安定した雇用創出を図るため、「就業支援の強化」「雇用環境の整備」「起業の支援」などの取組を中心に、主な事業としましては、地域の求人と求職者のマッチングを図る《くずまき雇用サポートセンター事業》、町の特色ある職業の体験と地域交流により、Uターン就職を促進する《葛巻型インターンシップ事業》、事業従者の技術取得や後継者育成、就業支援等を行う《資格取得助成事業》などを進めてまいります。

続きまして、子どもを安心して産み育てられる子育て支援であります。

子育て環境の充実につきましては、子育て環境の充実を図るとともに、子供を安心して産み育てられる、きめ細やかな支援体制を整えるため、「子育て世代包括支援体制の整備」「妊産婦及び乳幼児への健康支援」「就学前教育の充実」「保育園と小学校との連携強化」などの取組を中心に、主な事業としましては、子育て世代の経済的負担軽減を図る《こども医療費助成事業》、安心して子供を産み育てられる環境を整えるための経済的支援を行う《出産祝金事業》及び《マタニティライフサポート事業》、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供する《産前産後サポート事業》及び《産後ケア事業》などを進めてまいります。

なお、教育行政部門に施策につきましては、後ほど、教育行政方針でお示いたします。

続きまして、学び輝く人づくりと葛巻を愛する人材育成であります。教育行政部門の施策となりますので、後ほど、教育行政方針でお示いたします。

続きまして、誰もが生きがいを持って暮らすことができる環境づくりであります。

保健・医療の充実につきましては、町民一人一人が健康に関心を持ち、健康づくりに取り組みやすい環境づくりと町民の健康を支える体制を推進し、健康寿命の延伸を図り、生活習慣病を原因とする疾病を予防し、医療費の抑制と適正化に努めるほか、町民誰もが安心して医療を受けられる体制づくりに努めるとともに、関係医療機関と連携し、地域医療の充実と救急医療の確保を図るため「各種がん検診・特定健康診査・保健指導の充実」「自殺対策行動計画の推進」「感染症予防対策の推進」「医療費の抑制と適正化」「地域医療の充実」「医師等の確保と育成」などの取組を中心に、主な事業としましては、健康づくりの基礎となる食事、食育、運動、休養を年代や地域に適した形で普及、推進するとともに、健診などを受診した際にニコちゃんポイントを付与し、インセンティブによる健康づくり意識の普及を図る《健康づくり事業》、精神障害者の社会復帰の促進や閉じこもり防止、自殺予防対策のための《こころの健康づくり推進事業》、感染拡大防止のため、基本的感染症対策の継続実施と町民への早期ワクチン接種を推進する《新型コロナウイルス感染症予防事業》、町の医療、保健、福祉サービスに従事する専門職人材を確保する《看護職員等養成修学資金貸付事業》、交通サービスの不足などに

より、医療機関の受診が困難な町民が医療を受けられる機会を確保する《患者輸送運行事業》、健康寿命の延伸と医療費の適正化に向けた、きめ細やかな保健事業を行うための《保健事業分析支援事業》などを進めてまいります。

福祉の充実につきましては、誰もが生きがいを持って暮らすことができる環境づくりを推進し、住み慣れた地域で、健康で安心して暮らししていけるよう、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの整備を図るほか、障害のある人もない人も、人格と個性を尊重し合い、安心して暮らすことができる環境づくりを推進するため、「住民の支え合いによる地域福祉社会の実現」「適切な福祉サービスを利用するための仕組みづくり」「地域包括ケアシステムの整備」「健康づくり・介護予防の推進」「自立の助長及び社会参加の促進」などの取組を中心に、主な事業としましては、地域において誰もが安心して生活できるように、住民が相互に支え合う活動を支援する《地域福祉等特別支援事業》、路線バスの利用が困難な高齢者や障害者、自動車免許の返納者などの移動を支援する《高齢者等外出支援事業》、低所得の高齢者世帯や障害者世帯、ひとり親世帯の生活を支援するぬくもり助成事業、生涯を通じて、健康で自立した生活を送ることができるように支援する《介護予防事業》及び《住民主体の通いの場づくり支援事業》、感染症予防対策を講じて、高齢者に安心して介護保険サービスを提供できる体制を整備する《特別養護老人ホーム高砂荘浴室等整備事業》、高齢者相互の交流機会を創出し、生きがいを持った活動を支援する拠点を整備する《高齢者福祉施設整備事業》、障害者の特性に合わせた生活支援を行う《障がい者自立支援給付事業》、当事者やその家族が抱えている困り事や生活課題等を幼児期から成人まで切れ目ない支援体制の充実を図る《障がい者相談支援事業》及び《障がい児相談支援事業》、障害を持つ児童や生徒の特別支援学校への通学を支援する《特別支援学校等通学通所支援事業》などを進めてまいります。

続きまして、協創のまちづくりの推進であります。

協創のまちづくりにつきましては、住民と行政が共通のまちづくり目標の達成に向け、町民一人一人が考え、行動する自主自立した町民参加型のまちづくりを促進するとともに、自治組織や地域づくり団体、NPO、ボランティア団体等が行う地域の維持や活性化を図る活動を促進・支援するため、「住民参画機会の拡充」「地区（集落）活動や相互連携への支援」「地区（集落）の再考活動（地元学）への支援」「地域づくりを担う人材育成」などの取組を中心に、主な事業としましては、自治会やコミュニティー団体等が自主的に行う協創の取組を支援する協創のまちづくり補助金事業、自治会の主体的な地域活動の推進と協創を円滑にする自治会活動交付金事業、人口減少や高齢化が進む冬部地区の自治会活動や集会施設の在り方を調査、検討する《冬部地域集落再編整備事業》、地域課題の解決に向けた地域と町の連携を密にする《地域担当職員の配置》、地域づくり団体やボランティア団体等のリーダー育成やスキルアップを図る《地域づくり団体等人材育成事業》などを進めてまいります。

男女共同参画社会の推進につきましては、男女共同参画の推進を図るため、「男女共同参画意識の啓発」や、男女が共に活躍できる環境の整備を推進するため、「男女共同参画の意識啓発」「女性の参画拡大による男女共同参画の推進」「男女が共に支え合う

環境づくり」「男女共同参画推進体制の整備」などの取組を中心に進めてまいります。

続きまして、快適に暮らせる生活環境の創出であります。

生活環境の整備につきましては、町民や転入者が快適に暮らせる住環境の提供のほか、快適で安全な生活環境と衛生環境の向上を図るため、「定住促進や受入環境の整備」「町営住宅の施設維持修繕」「耐震診断・耐震改修の促進」「空き家の利活用」「安全で安定的な水道水の確保」「生活排水処理施設の整備」「リサイクルの推進と生ごみなどの減量化」「ごみの不法投棄防止」などの取組を中心に、主な事業としましては、町民の住まいの確保を支援し、定住を促進するための《定住対策住宅取得支援事業》、居住環境の向上と地域経済の活性化を図るため住宅改修等の支援を行う《快適な住まいづくり応援事業》、移住を希望する子育て世代の住宅取得を支援するための《子育て世代移住者住宅取得支援事業》、町道葛巻浦子内線改良工事に伴う配水管の移設と、大橋と一体的に新町地区の配水管の更新を図る《大橋配水管添架工事》及び《大橋・新町地区配水管布設替詳細設計策定事業》、老朽化施設の更新を図り、安定的な水道水の供給を図る《馬淵川（北部）地区水道施設基本設計策定事業》、水洗化の普及促進と生活環境の向上を図るため《水洗化普及支援事業》及び《町整備型浄化槽整備事業》、農業集落排水事業会計の公営企業法適用を図る《公営企業会計移行事業》、老朽化が進んでいる設備の機能強化を図る《清掃センター長寿命化修繕事業》、不法投棄を防止する《環境衛生監視業務》などを進めてまいります。

交通・通信ネットワークの整備につきましては、住民生活を支える道路交通網の改良及び施設の長寿命化や、持続可能な地域公共交通の確保を図り、住民生活を支える利便性、安全性、快適性、効率性を向上させるとともに、情報通信基盤施設の適切な維持管理と情報通信技術の利活用を推進するため、「道路網の整備促進」「道路施設の長寿命化」「生活バス路線の維持確保」「地域公共交通網の整備と利用促進」「地域情報通信基盤施設設備の適切な維持管理」「先端技術を活用した取組の推進」などの取組を中心に、主な事業としましては、老朽化した大橋の架け替えと道路拡幅による利便性向上を図る《町道葛巻浦子内線事業》、歩道設置を行い、歩行者の安全確保と快適な道路環境を整備する《町道茶屋場田子線事業》、路線バスのキャッシュレス化を支援する《公共バスICカードシステム導入費補助事業》、バス利用者の利便性の向上と負担軽減のための《バス路線運行拡大支援対策事業》、利便性の高い持続可能な公共交通を確保する《地域公共交通体系再編調査検討事業》、更新時期を迎える情報通信基盤設備の適切な維持管理を行う《監視・コントローラー設備更新事業》及び《防災連携システム更新事業》などを進めてまいります。

続きまして、自然と共生し地域の豊かな資源を活用するまちづくりであります。

自然環境の保全と土地の利活用につきましては、自然豊かな当町の環境を保全し、保護地区を選定しながら町民の健康で文化的な生活環境を確保するため、「自然保護の推進」「調和のとれた効率的な土地利用の推進」「適正な非農地判定の推進」「地域公園等の適切な管理」などの取組を中心に、主な事業としましては、町の貴重な自然環境を保護、保全する《自然環境保護審議会の開催》、担い手や中心的な経営体へ農地を集積、集約化し、効率的な農地利用を進める《土地利用計画の推進》、農地等の利用の最適化

を図る《農地利用の「状況調査」及び「意向調査」の適正実施》などを進めてまいります。

再生可能エネルギーの推進につきましては、再生可能エネルギーの普及を推進し、豊かな自然を未来へつなげていくため、「再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入」「エネルギーの地産地消」「環境教育活動の支援」などの取組を中心に、主な事業としては、一般家庭及び事業者への再生可能エネルギー、省エネルギー設備導入を支援する《エコ・エネ総合対策事業》、脱炭素社会の実現を目指す《省エネルギー事業》、エネルギーの地産地消、災害に強いまちづくりを目指す《再生可能エネルギーの創出・導入・利用拡大》などを進めてまいります。

続きまして、こころ穏やかに安全安心に暮らせる地域社会づくりであります。

防災対策・消防・救急体制の充実につきましては、複雑多様化する各種災害に対し、迅速かつ的確に対処できる消防防災設備の充実を図るため、「消防団員確保対策」「消防防災設備の整備」「消防団員の安全装備品の整備」「地域防災力の向上」などの取組を中心に、主な事業としては、消防団員の安全確保のための新たな装備基準に適用した活動服を整備する《消防団活動服整備事業》、消防車両の運転に必要となる準中型免許の取得を支援する《消防団準中型免許取得費助成事業》、消防ホース等の資機材の充実及び消火活動の効率化を図る《消防防災設備整備事業》などを進めてまいります。

交通安全・防犯・青少年問題対策の充実につきましては、交通安全及び防犯意識の啓発活動と体制強化を進めるため、「交通安全思想の高揚」「防犯意識の高揚と防犯体制の充実」「青少年有害環境の浄化」などの取組を中心に、関係団体と協力し、指導及び啓発活動を進めてまいります。

最後に、行財政運営の合理化と広域行政の推進であります。

行財政運営の合理化につきましては、住民サービスを安定的に提供するための行財政基盤を維持するため、「安定的な財政運営」「自主財源比率の向上」「起債発行額の抑制」「公共施設の最適化」などの取組を中心に、各事務事業の効率化に努め、持続可能な行財政運営を進めてまいります。

広域行政の推進につきましては、行政サービスの向上と事務の効率化を図るとともに、地域課題の解決に向けた取組を広域的な取組の中で連携して推進するため、「広域市町との連携強化」「盛岡広域連携中枢都市圏構想の推進」「北岩手循環共生圏の推進」「地域間連携の推進」などの取組を中心に進めてまいります。

以上、令和3年度における町政運営に対する基本的な考え方と主要施策の概要についてご説明申し上げます。

振り返りますと、この1年間は、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々なイベントや行事が延期・中止され、東京オリンピック・パラリンピックのほか、町においては昭和30年の1町2村の合併から65周年を迎えた記念行事なども延期せざるを得ないなど、感染拡大防止に追われた1年でありました。

一方で、こうした厳しい状況にありながらも、昨年12月には、町の特産品を生かした新商品として「くずまき鍋」を第三セクター3社と連携し、開発・販売を始めたところであり、コロナ禍における新たな取組として注目を浴びたところでもあります。

今後におきましても、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、新たな日常下において順応した取組を進めるとともに、延期としていた周年記念事業も開催できるよう調整を進めてまいりたいと思っております。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、ワクチン接種体制の整備や終息後の地域経済の回復のほか、「新たな生活様式」や「新たな働き方」を踏まえた取組を支援し、活力とにぎわい、希望に満ちあふれる「郷土くずまき」を次の若い世代にしっかりとつなぐため、全力を尽くします。

さらに、令和3年度は新政府の下、新たな施策が次々とスタートする年でもあり、私たちを取り巻く生活環境も大きく変化・変革しようとしており、こうした流れの中にあっても、国・県の動向に注視し、積極的かつ柔軟な対応で町民の皆さんが安全・安心に暮らすことができる生活環境を確保するとともに、山村のモデルとして一歩先行く取組ができるよう、職員とともに全力を尽くして、町政運営に鋭意取り組んでまいります。

最後に、議員各位、並びに町民の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げまして、令和3年度に臨む、私の施政方針とさせていただきます。

議長（中崎和久君）

町長施政方針演述が終わりました。

ここで11時まで休憩します。

（休憩時刻 10時51分）

（再開時刻 11時00分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、日程第4、教育長教育行政方針演述を行います。教育長。

教育長（高畑嗣人君）

本日、ここに令和3年葛巻町議会3月定例会議が開催されるに当たり、令和3年度教育行政方針について申し上げます。

まずもって、本町の教育振興につきましては、議員各位をはじめ、学校、保護者、地域の皆様方のご尽力の下、子供たちが健やかに成長しておりますことに感謝を申し上げます。

教育委員会は、令和2年度からこども教育課とまなび交流課の2課体制で、「葛巻町総合計画」の「いきいきと輝き続けるひと」の基本目標の実現に向けて、「子どもを安心して産み育てられる子育て支援」「学び輝く人づくりと葛巻を愛する人材育成」の施策を進めているところであります。

学校教育においては、ふるさと葛巻への思いや誇りを育むとともに、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を総合的に兼ね備え、変容する社会に適応し、町が教育大

綱に掲げる「活力ある葛巻を創造するたくましい子ども」を育む教育を進めております。

特に、令和2年度には新学習指導要領の本格実施を迎えた小学校、令和3年度を迎える中学校それぞれ「社会に開かれた教育課程」を理念に学校教育目標の見直し、新教育課程の編成、「主体的・対話的で深い学び」の授業改善に努めているところであります。

高校支援について、地域おこし協力隊を山村留学生寄宿舎のハウスマスターとして配置し、山村留学生の生活支援の充実を図っております。また、将来的な関係人口の創出・拡大を目指した内閣府の「高校生の地域留学推進のための高校魅力化支援事業」を受託し、魅力化コンソーシアムの構築を進め、令和3年度には、首都圏から2名の高校2年生を地域留学生として迎え入れることとなっております。

生涯学習、生涯スポーツ、地域文化の継承について、新型コロナウイルス感染症の流行により、多くの事業展開、イベント開催に制約を受けながらも、新しい生活様式に基づく感染症拡大防止の対策を十分に講じ、町民の命を守ることを第一にしながら、学びの保障と体育的・文化的活動の充実にむけて力を注いでまいりました。

現在、コロナ禍により今後が予測不可能な社会の中であっても、町民一人一人が心豊かで潤いのある生活を送り、地域を互いに支え合い、発展を続けていくためには、教育の果たす役割はこれまで以上に極めて重要であります。

こうしたことから、令和3年度は、葛巻保育園と小屋瀬、江川、五日市の3分園を、認定こども園としての一貫した経営による保育の充実を図るとともに、小学校1年生から中学校3年生までの学費等と町内の小中学校及び高校入学時の新入学用品費などの支援を図る「学び輝く“ひと”づくり支援事業」の立ち上げなどを通して、「子どもを安心して産み育てられる子育て支援」を進めてまいります。

また、小中学校ともに本実施を迎える新学習指導要領の理念「社会に開かれた教育課程」の実現につながるコミュニティ・スクールの導入に向けた「葛巻町ふるさとキャンパスプロジェクト」の推進、首都圏からの転入生を迎える「高校生の地域留学推進のための高校魅力化支援事業」の進展、コロナ禍の中でも、誰もが生きがいを持って心豊かに健康な生活が送れ、自ら進んで幅広く学習できる学びの機会の拡充やスポーツを通じた健康・体づくりで日常生活に潤いや活力が増し、地域の人々の絆やつながりが深まる生涯学習・生涯スポーツの充実を図り、「学び輝く人づくりと葛巻を愛する人材育成」などを推進してまいります。

続きまして、町総合計画中期基本計画における教育行政部門の「令和3年度の主要施策の概要」について、取組を申し上げます。

初めに、「子どもを安心して産み育てられる子育て支援」であります。

子育て環境の充実につきましては、少子化、核家族化の進展に伴い、家庭や地域で支え合う子育て環境の充実が求められており、葛巻保育園を核とした認定こども園としての一貫した経営による保育の充実を図り、時代の変化と多様な保育ニーズに対応するとともに、就学前教育の充実や保育園と小学校との連携強化などの取組を中心に、主な事業としましては、子供たちの健やかな育ちを支えるため、幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行を促す《保・小接続プログラムの充実》、《幼児教育アドバイザー》の

指導・助言に基づく、保育士の資質向上と保育園経営の充実などを進めてまいります。

次に、「学び輝く人づくりと葛巻を愛する人材育成」であります。

教育の充実につきましては、次代を担う本町の子供たちが健やかに成長し、地域で活躍する郷土愛に満ちあふれた“ひと”づくりを推進するとともに、児童生徒の保護者の経済的負担軽減を図り、子育てしやすい環境整備に努めてまいります。

また、小中学校における新学習指導要領に基づき、1人1台パソコン端末の導入による情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけ、ICTを活用した学習活動の充実を図るとともに、学校運営、授業づくりの在り方に係る教職員の研修機会の確保に努めてまいります。

さらには、高校の魅力づくりにつきましては、令和7年度以降も見据えた葛巻高等学校の存続と1学年2学級維持のさらなる継続に向け、山村留学生寄宿舎を活用した「くずまき山村留学事業」の推進・充実を図るとともに、葛巻町学習塾による学習レベルの向上等により、誰もがひとしく高等学校教育を享受できる機会の確保などの取組を中心に、主な事業としましては、小中学生への「学校給食費」「学用品費」「修学旅行費」の支給。中学生への「クラブ活動費」の支給のほか、小中学生に加えて、町内から葛巻高等学校へ進学する生徒への「新入学用品費」の支給など幅広く支援を行う《学び輝く“ひと”づくり支援事業》、ICTを活用した学習活動の充実に特化した《学校教育アドバイザー》の配置、地域全体で“次代を担う人材育成”を目指す《葛巻町ふるさとキャンパスプロジェクト事業》、葛巻高等学校が首都圏から高校2年生を1年間受け入れ、コンソーシアムを中心とした地域の発展と関係人口の増加を促進する《地域みらい留学事業》などを進めてまいります。

生涯学習の充実につきましては、誰もが生きがいを持って心豊かに健康な生活が送れるよう、町民ニーズを踏まえた学びの機会の提供と町民の自主的な学習の支援を行い、町民自身の自己実現に向けたサポートを図るとともに、学習の成果を社会貢献や地域課題の解決につなげる取組を支援し、まちづくりを担う人材の育成に努めてまいります。

また、令和4年度に完成予定の新庁舎には、町民の学びと交流、図書室機能や文化創造活動の拠点となるスペースが整備されることから、公民館図書コンシェルジュを新たに配置するとともに、オープンを見据えた新たなサービスの検討などの取組を中心に、主な事業としましては、生涯にわたり学べる機会と学習成果の発表の場を提供する《町民まなびい学園、生涯学習フェスティバルの開催》、同世代の絆を深めるとともに、まちづくりへの参画を促す《成人式、40歳・60歳のつどい》などを進めてまいります。

青少年教育につきましては、学校・家庭・地域社会が連携して子供を育む体制づくりをより一層推進するために、地域と学校をつなぐコーディネーターの役割を担う学校支援活動推進員を各学校に新たに配置し、町青少年育成ネットワークとの連携などの取組を中心に、主な事業としましては、地域住民が一体となり、青少年を取り巻く環境について考える《子どもの未来を考える町民のつどい》などを進めてまいります。

文化の継承につきましては、自主的な文化活動や地区文化祭の開催等を支援するとともに、より優れた芸術文化に触れる機会の提供に努めてまいります。

また、町内に残る歴史的文化財や伝統芸能等を次の世代に確実に引き継ぐために、民

俗資料等の適正な保存・管理に努めるとともに、郷土芸能の担い手の発掘と育成支援のほか、映像資料や書籍資料の記録保存などの取組を中心に、主な事業としましては、地域の文化や芸能に触れる機会を提供する《地区文化祭、郷土芸能発表会》、町民の自主的な文化・学習活動を支援するとともに交流を促進する《文化活動支援事業》などを進めてまいります。

生涯スポーツの推進につきましては、スポーツは、個々の健康増進と体力向上を通じて日常生活に潤いや活力を与えるだけでなく、人と人あるいは地域と地域の交流を促進し、地域の一体感を醸成するものであり、地域コミュニティーの形成に大きく寄与するものとなっております。

町民誰もが、ゆとりを持ってスポーツやレクリエーションに取り組むことができるよう、日常的にスポーツに親しめる機会や環境の充実を図るとともに、大会の誘致・開催等を通じて、スポーツ教室や交流試合の開催、合宿するチームとの町民交流の機会を創出し、スポーツを通じた交流や関係人口の拡大と地域経済の活性化につながる「スポーツツーリズム」をより一層推進してまいります。

また、競技スポーツでは、トップアスリートや専門指導者から直接指導を受けられる機会を創出するほか、スポーツ指導者の資格取得に向けた支援制度を新たに設けることで人材の確保と競技力の向上を図ってまいります。

さらに、歴史的なイベントである東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせた小中高生を中心とした関連事業を開催し、スポーツレガシーの構築などの取組を中心に、主な事業としましては、令和4年度から5年間の新たなスポーツ振興策を定める《第7次町生涯スポーツ推進計画の策定》、スポーツ合宿や大会誘致に係る経費を助成する《スポーツツーリズム奨励事業》、スポーツ指導者の資格取得に係る経費を助成する《スポーツ指導者養成事業》、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連イベントを開催する《スポーツ記念特別事業》、スポーツ施設の機能改善を図る《スポーツ施設改修工事》などを進めてまいります。

以上、令和3年度における教育行政部門の主要施策の概要について、ご説明を申し上げます。

今後におきましても、「学校の新しい生活様式」による新型コロナウイルス感染症の拡大防止をはじめ、教育を取り巻く環境変化に対応しながら、現状における本町の課題を捉え、的確に対応と改善を進めてまいります。

また、教育を通じて子供たちの無限の可能性を大いに引き出し、さらには町民一人一人が、日々の生活に潤いと生きがいを感じていただけるよう、努めてまいります。

ここに改めて教育の大切さに思いをいたし、葛巻の将来を担う人づくりのために全力を尽くしてまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。教育行政方針とさせていただきます。

議長（中崎和久君）

教育長教育行政方針演述が終わりました。

次に、日程第5、報告第1号、車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額

を定めることに関する専決処分報告について及び日程第6、報告第2号、葛巻町町税条例等の一部を改正する条例制定の専決処分報告についての2件を一括議題とします。

順次説明を求めます。政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

お疲れさまでございます。議案集をお願いいたします。報告第1号から順次ご説明をいたします。

議案集の1ページをお願いいたします。報告第1号、車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分報告についてでございます。地方自治法第180条第1項及び葛巻町議会総合条例第9条第2号の規定によりまして専決処分いたしましたので、同法第180条第2項の規定によりご報告申し上げます。

2ページをお願いいたします。専決処分でございますが、車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額について、令和3年1月22日付で専決処分いたしましたので、ご報告申し上げます。

内容でございますが、和解の相手方は、当町江川に在住の方でございます。和解の内容でございますが、当事者は今後本件に関し異議を申し立てないというものでございまして、損害賠償の額は14万9,127円、相手方が被りました損害額の全額をお支払いするものでございます。

原因でございますが、令和2年8月31日、相手方車両が小屋瀬地区を岩手町方面へ進行中、国道281号を横断している町所有の光ファイバーが垂れ下がっているのに気づかず進入したところ、その配線が車両前面に接触し、車体及びフロントガラスを損傷させたものでございます。

以上、1件目の報告について説明を終わらせていただきます。

3ページをお願いいたします。次に、報告第2号、葛巻町町税条例等の一部を改正する条例制定の専決処分報告についてでございます。地方自治法第180条第1項及び葛巻町議会総合条例第9条第6号の規定によりまして専決処分いたしましたので、同法第180条第2項の規定によりご報告申し上げます。

4ページをお願いいたします。専決処分でございますが、葛巻町町税条例等の一部を改正することについて、令和3年2月13日付で専決処分いたしましたので、ご報告申し上げます。

5ページをお願いいたします。内容でございますが、第1条、葛巻町町税条例、6ページになりますけれども、第2条、葛巻町国民健康保険条例、第3条、職員の特殊勤務手当に関する条例と、いずれの改正も新型コロナウイルス感染症の定義について、新型インフルエンザ等対策特別措置法から感染症法に変更されたことに伴うものでございます。詳細につきましては、お目通しいただきますようお願いをいたします。

附則でございますが、この条例は公布の日、令和3年2月13日付専決処分の日から適用するものでございます。

以上、報告2件の説明を終わらせていただきます。よろしくご報告申し上げます。

議長（中崎和久君）

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。報告第1号、車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告について、質疑があれば、これを許します。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

報告第1号、車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告についてを終わります。

次に、報告第2号、葛巻町町税条例等の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

報告第2号、葛巻町町税条例等の一部を改正する条例制定の専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第7、議案第1号、令和3年度葛巻町一般会計予算から日程第23、同意第1号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてまでの17議案を一括議題とします。

順次提案理由の説明を求めます。町長。

町長（鈴木重男君）

初めに、人事案件でございます。同意第1号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて。次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、葛巻町葛巻第12地割10番地。氏名、村木良悦。生年月日、昭和23年11月23日生まれ。

任期につきましては、令和3年4月15日から令和6年4月14日までの3年間であります。

なお、経歴書につきましては、添付しておりますので、お目通しをいただきたくお願いを申し上げます。

議長（中崎和久君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

議案集の8ページをお願いいたします。議案第10号、葛巻町表彰条例の全部を改正する条例でございます。

議案資料の8ページをお願いいたします。改正の趣旨でございますが、町が実施する表彰の目的、趣旨を鑑みまして、運用の明確化、明文化を図るため、条例の全部を改正し、新たに施行規則を制定しようとするものでございます。なお、本改正におきましては、これまでの条例、規程を踏襲し、整理しているものでございます。また、改正によりまして、これまでの表彰に影響が生じるものではない旨、申し添えさせていただきます。

改正の概要につきましては、資料中段の改正の概要図を御覧いただきたいと思いますが、これまで運用してまいりました規程を廃止し、規程に掲げておりました骨子の部分を条例化するものでございます。また、細部にわたる部分につきましては、施行規則を新たに設けるものでございます。

附則でございますが、この条例は令和3年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案集の11ページをお願いいたします。議案第11号、葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

改正の趣旨でございますが、道路法施行令の改正に伴い、所要の整備を行おうとするものでございます。

改正の背景でございますが、固定資産評価額の評価替えに伴い、岩手県の占用料が改正されたことを踏まえ、所要の整備を行おうとするものでございます。今回の改正によりまして、占用料が最大3割程度引き上がるものでございます。

附則でございますが、この条例は令和3年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案集の16ページをお願いいたします。議案第12号、葛巻高原食品センター条例の一部を改正する条例でございます。

改正の趣旨でございますが、葛巻高原食品センターの施設使用料の見直しをしようとするものでございます。

改正の背景でございますが、センターの施設及び設備の資産価値を見直したことに伴いまして、施設使用料の減額措置を行おうとするものでございます。改正後の使用料につきましては、改正前使用料からおおむね3割を減額した使用料に改めようとするものでございます。

附則でございますが、この条例は、令和3年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案集の17ページをお願いいたします。議案第13号、葛巻町出産祝金条例でございます。

議案資料の9ページをお願いいたします。制定の趣旨でございますが、子育て環境の充実及び少子化対策に資するため、新たに出産祝金条例を制定しようとするものでございます。制定の背景でございますが、町ではこれまでも様々な少子化対策を講じてきたところでございますが、さらなる対策の強化を図るため、出産祝金条例を制定し、次世代を担う子供の誕生の祝福と子育て環境の充実を図ろうとするものでございます。

制定の概要でございますが、祝金の額を第1子10万円、第2子20万円、第3子以降

30万円とするものでございまして、受給対象者の要件等につきましては、議案資料をお目通しいたしますようお願いいたします。

附則でございまして、この条例は令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日以後に出生した子供から適用しようとするものでございます。

続きまして、議案集の19ページをお願いいたします。議案第14号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてでございます。公の施設に係る指定管理につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称でございまして、江川酪農ヘルパー住宅、指定管理者となる団体は滝沢市に本部がございまして新岩手農業協同組合でございまして、指定の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年とするものでございます。

続きまして、議案集の20ページをお願いいたします。議案第15号、町道路線の変更に関し議決を求めることについてでございます。

議案資料の10ページをお願いいたします。変更の趣旨でございまして、町道路線を変更しようとするものでございます。

変更の背景でございまして、本路線につきましては、近年主たる利用形態が生活道路としての利用であることを踏まえ、農道認定区間を町道として認定替えを行い、一括した道路管理を行おうとするものでございます。

町道認定の内容でございまして、農道区間延長685メートルを町道区間延長319.3メートルに加え、全体延長1,004.3メートルについて、町道古川戸線として管理しようとするものでございます。

続きまして、議案集の21ページをお願いいたします。議案第16号、葛巻町辺地総合整備計画の策定に関し議決を求めることについてでございます。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案資料の11ページをお願いいたします。計画策定の趣旨でございまして、これまで進めてまいりました辺地計画について、令和2年度末をもって終了となることから、令和3年度から5か年に係る計画について、新たに策定しようとするものでございます。

計画の内容でございまして、町内の3つの区域について、区域ごとの計画をまとめたものでございまして、各地域ともおおむね共通した事業の内容となっているものでございます。主たる事業といたしましては、道路整備や集会所等整備、また地場産業振興施設の改修や安全な通学確保のためのスクールバス更新等の事業でございまして、事業費でございまして、全体事業費といたしましては6億2,946万円を見込むものでございまして、地域ごとの事業費につきましては、内訳表をお目通しいたしますようお願い申し上げます。

以上の提案でございまして、慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます、説明を終わらせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

それでは、議案第1号、令和3年度葛巻町一般会計予算書と議案資料をお願いいたします。議案資料は1ページから4ページでございます。

まず、当初予算書の表紙をめくっていただきまして、議案第1号、令和3年度葛巻町一般会計予算でございます。第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出の総額をそれぞれ65億3,699万1,000円と定めるものでございます。前年度比2億6,016万6,000円、3.8%の減でございます。第2条は、債務負担行為でございます。第2表でご説明申し上げます。第3条が地方債でございます、第3表でご説明を申し上げます。第4条が一時借入金で、借入限度額を前年度と同額の8億円に設定するものでございます。

8ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為でございます。一般社団法人葛巻町畜産開発公社の事業運転資金に係る損失補償でございます。期間は、令和3年度から6年度までで、限度額は2億5,000万円とするものでございます。次の株式会社岩手くずまきワインの事業運転資金に係る損失補償でございますが、期間は令和3年度から6年度までで、限度額は1億6,000万円とするものでございます。次の2件につきましては、金融機関から資金融資を受ける商工業者等に対し利子補給等の支援を目的とするものでございます。商工業振興等の観点から、町内の中小企業者を対象に中小企業振興資金融資事業に係る年率1.5%以内の利子補給と、融資を受けるために必要な県信用保証協会に納付すべき保証料の全額を補助し、セットで支援するものでございます。期間は令和10年度までの8年間とするものでございます。

9ページをお願いいたします。第3表、地方債でございます。全24事業に対しまして、総額9億7,730万円でございます、起債の方法は普通貸借または証券発行、利率年9%以内、償還の方法は借入先の融資条件によるものでございます。

13ページをお願いいたします。事項別明細書、総括の歳入でございますが、前年度比で大きく増減している部分、比較の欄でございますが、1款町税1億4,124万1,000円の増、上外川風力発電施設に係る固定資産税償却資産分の増などによるものでございます。10款地方交付税が1,000万円の減、14款国庫支出金が1億5,837万5,000円の増、地方創生推進交付金、地方創生臨時交付金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業等によるものでございます。15款県支出金が1億836万5,000円の増、18款繰入金では町債減債基金繰入金を計上し、任意繰上償還の財源としてございます。21款町債が役場新庁舎建設事業に係る借入れの減などにより、全体で7億3,520万円の減でございます。

14ページをお願いいたします。歳出でございますが、2款総務費が7億6,519万9,000円の減、新庁舎建設工事の年度間事業費配分の関係でございます。3款民生費が1億5,523万円の増、高砂荘浴室等整備事業が主な要因でございます。4款衛生費が6,446万2,000円の増、新型コロナウイルス感染症予防事業等によるものでございます。6款農林水産業費が5,186万9,000円の増、草地畜産基盤整備事業、森林雇用促進住宅工事

等によるものでございます。7款商工費が1億7,260万円の増、木橋建設工事、経済活性化事業、くずまき型DMO事業等でございます。8款土木費が1億3,849万9,000円の減、葛巻浦子内線道路改良工事等の年度間事業費の関係が主な要因でございます。9款消防費が8,682万7,000円の減、防災行政無線デジタル化工事の減が主な要因でございます。10款教育費が5,227万5,000円の増、学び輝く“ひと”づくり支援事業費、葛巻高校に係る地域みらい留学事業費等によるものでございます。12款公債費が2億2,938万5,000円の増、町債の任意繰上償還金、その他近年実施したハード事業の償還に係るものでございます。

次に、ページ飛びまして、176ページをお願いいたします。176ページでございますが、給与費明細書の一般職の総括でございます。給与費、共済費の合計額が前年比で3,724万4,000円の増となっております。職員手当の内訳等につきましては、以降の表でご確認をいただきたいと存じます。

個別の事業につきましては、議案資料でご説明を申し上げたいと存じます。議案資料の1ページをお願いいたします。新規事業を中心にご説明を申し上げます。(2)の歳出の主なものでございます。太字はハード事業となっております。総務費の関係ですが、特定地域づくり事業1,175万円は、地域事業者が連携して新たな雇用機会の創出を図るため設立する、特定地域づくり事業協同組合に係る運営費及び派遣職員の人件費等の助成でございます。ものづくりマイスター業務(地域おこし協力隊)237万2,000円は、町の資源を活用したものづくり職人の誘致を図るものでございます。関係人口創出コーディネート業務(地域おこし協力隊)303万2,000円は、若者関係人口創出事業と連動しまして、首都圏の若者等とのつながりづくりを行うものでございます。2ページをお願いいたします。庁舎等建設事業2億6,160万円、継続事業でございますが、令和3年度当初予算に計上するのは新庁舎南側エントランス整備工事、流雪溝用水送水管切替え工事、設計監理業務でございます。

民生費の特別養護老人ホーム高砂荘浴室等整備工事1億8,005万9,000円は、新型コロナウイルス感染症対策として、特養入所者の方とデイサービス利用者の方々の接触を避けるため、特養入所者用浴室を増設するものでございます。出産祝金支給事業400万円は、子供の出産に当たり、第1子10万円、第2子20万円、第3子以降30万円の祝金を贈呈するものでございます。

衛生費のニコちゃん健康ポイント事業150万円は、職員提案制度による新規事業で、各種健康診断等受診者にニコちゃんポイントを付与し、健康づくりや社会活動を促進するものでございます。新型コロナウイルス感染症予防事業3,071万3,000円は、ワクチン接種に係る事業費でございます。

労働費の資格取得助成100万円は、職員提案程度による新規事業で、就労機会の拡大や職務能力の向上に向け、専門資格などに係る資格取得経費の一部を助成するものでございます。

農林水産業費のくずまき食のマイスター業務(地域おこし協力隊)369万2,000円は、町の特産品を使用した高付加価値のメニュー開発と提供を行うものでございます。農地基盤整備事業500万円は、農地の効率的な活用に向け、農地の区画改良事業等に対し助

成するものでございます。草地畜産基盤整備事業2億6,585万円は、収益性の高い酪農経営の実現に向け、酪農基盤施設の整備に対して助成するものでございます。道の駅レストラン整備事業5,300万円は、継続事業であります。施設整備に係る受電設備、浄化槽設備、外構工事、調理機器等の整備費用でございます。3ページをお願いいたします。森林雇用促進住宅工事2,200万円は、担い手確保に向け、林業従事者が入居する森林雇用促進住宅を整備するものでございます。

商工費の経済活性化事業6,589万5,000円は、新型コロナウイルス感染症により低迷している町内経済の回復と活性化に向け、宿泊クーポンつきプレミアム商品券を発行するものでございます。木橋建設工事9,331万3,000円は、新大橋の木製上屋整備に係る工事費でございます。

土木費の町道茶屋場田子線改良工事4,000万円は継続事業であります。大橋取付け部分の上層路盤・舗装工、防護柵設置や道路照明設置、歩道設置工などがございます。町道葛巻浦子内線改良工事9,500万円、継続事業であります。大橋上部工、浦子内地区側の道路改良工などがございます。

消防費の消防団新基準訓練服整備事業530万円は、消防団員制服基準の改正に伴い、基準に適合した活動服に更新するものでございます。

教育費の学び輝く“ひと”づくり支援事業1,764万円は、新入学用品費、学用品費、学校給食費、クラブ活動費等、就学に要する経費に対し助成し、安心して学び成長できるまちづくりを推進するものでございます。4ページをお願いいたします。公民館図書コンシェルジュ業務（地域おこし協力隊）369万2,000円は、新庁舎図書室及び交流スペースに係る学びの環境づくりを推進するものでございます。

公債費でございます。町債任意繰上償還1億3,658万1,000円は、予算書の歳入で説明申し上げました町債減債基金の充当先となるもので、町財政の健全化に向け、町債の任意繰上償還を実施するものでございます。

次に、これらの財源となります歳入について申し上げます。予算書にお戻りいただきまして、予算書の15ページをお願いいたします。予算書15ページでございますが、1款1項町民税は、納税義務者の減、新型コロナの影響による所得の減等によりまして、346万7,000円の減と見込んでおります。

1款2項固定資産税は、上外川風力発電施設の償却資産分の増により1億4,740万4,000円の増としてございます。

18ページをお願いいたします。10款1項地方交付税は、前年比較で1,000万円減の30億4,000万円を計上しております。

21ページから22ページをお願いいたします。14款1項2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金として2,762万4,000円、事業費全額が国費により賄われるものでございます。

14款2項1目総務費国庫補助金は、地方創生推進交付金8,860万7,000円、国2分の1の補助率でございますが、くずまき型DMO事業、木橋建設工事、高校振興経費、山村留学事業経費等に充当いたします。地方創生臨時交付金1億円は、地域活性化事業費、高砂荘浴室等整備工事に充当いたします。

26 ページをお願いいたします。上段の 15 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金、農山漁村地域整備交付金 2 億 2,495 万円は、草地畜産基盤整備事業費に充当いたします。

27 ページをお願いいたします。上段の 15 款 3 項 1 目総務費委託金、5 節、衆議院議員総選挙等執行経費 998 万円を計上してございます。

30 ページをお願いいたします。18 款 1 項 2 目町債減債基金繰入金 1 億 3,658 万円を計上しております。

33 ページをお願いいたします。町債でございます。21 款 1 項 1 目総務債では、庁舎建設事業に 2 億 5,480 万円、2 目民生債では高砂荘浴室等整備事業に 1 億 480 万円、34 ページをお願いいたします、5 目農林水産業債では道の駅レストラン整備事業に 5,200 万円、林業労働者住宅整備事業に 990 万円、6 目商工債では大橋上屋整備事業に 4,270 万円をそれぞれ充てるものでございます。

9 目臨時財政対策債は、国の地方財政計画等を踏まえ、前年度比 4,500 万円増の 1 億 4,500 万円としたものでございます。

一般会計は以上でございます。

次に、特別会計の国保会計からお願いをいたします。議案資料は 4 ページでございます。議案第 2 号、令和 3 年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算でございます。第 1 条、歳入歳出の総額をそれぞれ 8 億 5,822 万 8,000 円と定めるものでございます。前年度比 1,317 万 4,000 円、1.6%の増でございます。

事項別の明細の歳出でございますが、14 ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費は、被保険者の受診に係る各医療機関への支払い分でございますが、前年度比 2,885 万 7,000 円増の 4 億 9,375 万 7,000 円を計上しております。

17 ページをお願いいたします。3 款 1 項から 3 項、国民健康保険事業費納付金は、被保険者からの国保税などを県に納付するものでございますが、全体で前年度比 1,773 万 3,000 円減の 2 億 3,055 万 3,000 円を計上しております。

18 ページをお願いいたします。6 款 1 項 1 目保健衛生普及費の委託料、下から 4 行目でございますが、保健事業分析支援業務 492 万 8,000 円は新規事業で、レセプトデータと健診結果データをひもづけて分析することによりまして、保健指導を要する対象者を高精度で抽出することができ、効率的かつ効果的な保健指導の実施が可能となるものでございます。

8 ページをお願いいたします。歳入でございますが、1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税は、前年度比 347 万 3,000 円の減、1 億 5,646 万円を計上するものでございます。

9 ページをお願いいたします。4 款 1 項 1 目保険給付費等交付金の普通交付金 5 億 6,454 万 9,000 円は、療養給付費の支払いに充てるための原資としまして、県から交付される分でございますが、前年度比 3,558 万 8,000 円の増でございます。

次に、集排会計をお願いいたします。議案資料は 4 ページでございます。議案第 3 号、令和 3 年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算でございます。第 1 条、歳入歳出の総額をそれぞれ 2 億 2,130 万 6,000 円と定めるものでございます。前年度比 578 万 7,000 円、2.7%の増でございます。第 2 条は、債務負担行為でございます。第 2 表でご説明

申し上げます。第3条は、地方債でございまして、第3表で説明を申し上げます。第4条が一時借入金で、借入れ限度を前年度と同額の1億円に設定するものでございます。

5ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為でございまして、公営企業会計移行支援業務、期間は令和5年度までで、限度額は1,793万円でございます。

6ページをお願いいたします。第3表、地方債でございまして、3行目の公営企業会計適用債780万円は、公営企業会計の適用に要する経費に充当する財源で、新規でございます。

11ページをお願いいたします。歳出の1款1項1目一般管理費、表の中ほどになりますが、委託料781万円は、下水道事業の法適化に向け、固定資産調査等を行うもので、先ほどの地方債の充当先となるものでございます。

次に、後期高齢者医療会計をお願いいたします。議案資料は4ページでございます。議案第4号、令和3年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。第1条、歳入歳出の総額をそれぞれ8,274万5,000円と定めるものでございます。前年度比508万8,000円、6.6%の増でございます。

9ページをお願いいたします。歳出の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は7,903万3,000円で、前年比511万7,000円の増でございます。

6ページをお願いいたします。歳入の1款1項1目特別徴収保険料が3,864万4,000円で、785万2,000円の増、2目普通徴収保険料が1,220万4,000円で、296万4,000円の減となるものでございます。

特別会計は以上でございます。

次に、一般会計補正予算書と議案資料をお願いいたします。議案第7号、令和2年度葛巻町一般会計補正予算（第7号）でございます。議案資料は5ページでございます。今回の補正は、歳出では特定施策推進事業費、財政調整基金等積立金、老人福祉センター管理経費、畜産競争力強化整備事業費及び学校情報通信技術環境整備事業費などを増額し、歳入では国庫支出金及び県支出金などを増額、町債などを減額するものでございます。また、全般的な傾向といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず実施できなかった事業等に係る歳入歳出については、総じて減額補正としてございます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出それぞれ5億1,335万8,000円増額し、予算の総額を93億7,221万8,000円とするものでございます。第2条が繰越明許費、第3条が債務負担行為の補正、第4条が地方債の補正でございます。それぞれ各表でご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費でございまして、2款総務費の総務管理経費ほか全部で20事業、事業費総額で21億9,419万5,000円を3年度に繰り越して実施しようとするものでございます。

8ページをお願いいたします。第3表、債務負担行為の補正でございまして、農業経営負担軽減支援資金、令和2年度から19年度まで、融資総額5,500万円を限度として、各期間における融資平均残高に対し、年率0.25%の利子補給を行うものでございます。葛巻町森林組合に係る損失補償、令和2年度から4年度まで、組合が借り入れる通常取

引に係る事業運転資金として5,000万円、販路拡大に伴う事業資金として5,000万円、合わせて1億円を限度に補償するものでございます。

9ページをお願いいたします。第4表、地方債補正でございます。追加分でございます。減収補填債446万1,000円は、新型コロナの影響で地方税収の大幅な減収が見込まれる中、令和2年度に限りまして対象が拡大された税目のうち、当町において減収が見込まれるたばこ税と地方揮発油譲与税の減収分に補填するものでございまして、元利償還金は後年度の基準財政需要額に算入されることによって財源措置をされるものでございます。変更は10件でございますが、起債限度額合計で4億7,890万円を2,530万円減額し、4億5,360万円に変更するものでございます。

次に、事項別明細についてでございます。まず、歳出でございます。19ページの下段から20ページ上段をお願いいたします。2款1項6目企画費の積立金982万円ですが、ふるさとづくり寄附のうち、用途指定のあったものを計上してございます。21ページをお願いいたします。同じく企画費の下から11行目、工事請負費及び備品購入費、合わせて1億4,500万円ですが、テレワーク施設の整備に係るものでございます。

22ページをお願いいたします。10目基金管理費の財政調整基金等積立金に7,019万円を計上しております。

26ページをお願いいたします。3款1項6目老人福祉センター費4,630万3,000円の補正額であります。高齢者福祉施設の建設に係る各種経費でございます。

29ページをお願いいたします。4款1項2目予防費、新型コロナウイルス予防接種に係る各種経費2,054万2,000円を計上してございます。

33ページをお願いいたします。6款1項5目畜産業費、畜産競争力強化整備事業費、畜産クラスター関連事業でございますが、3億3,803万7,000円を計上してございます。

40ページをお願いいたします。10款1項2目事務局費、学校情報通信技術環境整備事業費、校内ライブ情報配信システムの構築に係る工事費、備品購入費として3,240万円を計上してございます。

次に、歳入でございますが、12ページをお願いいたします。14款2項1目総務費国庫補助金、地方創生臨時交付金1億7,116万5,000円は、新型コロナウイルス感染症対策関連事業に活用できるもので、主にテレワーク施設整備、学校内の情報配信ネットワーク環境整備事業等の財源でございます。

同じく3目衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金2,774万2,000円は、ワクチン接種に係る各種経費の財源でございます。

14ページをお願いいたします。15款2項4目農林水産業費県補助金の3節、畜産競争力強化整備事業費補助金3億3,803万7,000円は、畜産クラスター関連事業の財源でございます。

15ページをお願いいたします。21款町債、1項2目民生債4,620万円は、高齢者福祉施設整備事業に係る委託料、工事請負費等の財源となっております。

一般会計の補正は以上でございます。

次に、国保会計をお願いいたします。議案第8号、令和2年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)でございます。歳入歳出とも実績確定による減額と

なっております。第1条、歳入歳出それぞれ1,354万9,000円減額し、予算の総額を9億464万円とするものでございます。

次に、集排会計をお願いいたします。議案第9号、令和2年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)でございます。歳入歳出とも実績確定による減額となっております。第1条、歳入歳出それぞれ1,341万9,000円減額し、予算の総額を2億210万円とするものでございます。

第2条、地方債の補正でございますが、4ページをお願いいたします。第2表、地方債補正、変更分でございますが、浄化槽市町村整備推進事業を850万円減額し、2,270万円とするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(中崎和久君)

病院事務局長。

病院事務局長(大石和人君)

議案第5号、令和3年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

1ページを御覧ください。第2条、業務の予定量ですが、病床数を一般病床42床、介護療養病床18床とし、患者数については一般病床を年間1万1,860人、1日平均33人、介護療養病床を年間1,460人、1日平均4人、外来患者数は年間3万1,590人、1日平均130人と見込んでおります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額についてですが、収入、第1款病院事業収益を11億852万6,000円、前年度比2,825万9,000円の増とし、支出は第1款病院事業費用11億2,025万5,000円、前年度比2,223万8,000円の増とするものです。

2ページをお開き願います。第4条、資本的収入及び支出の予定額についてですが、収入、第1款資本的収入を5,265万6,000円、前年度比3,832万6,000円の減、支出は第1款資本的支出9,111万2,000円、前年度比3,747万7,000円の減とするものです。また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,845万6,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものでございます。

第5条、企業債についてですが、その目的、限度額、起債の方法などを定めたものでございますが、医療器械整備事業として1,150万円とするものです。

第6条、一時借入金につきましては、限度額を1億円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費におきまして、職員給与費、交際費をそれぞれ計上しております。

第8条、たな卸資産購入限度額につきましては1億6,379万7,000円と定めるものでございます。

4ページをお願いします。収益的収入及び支出について主な点をご説明申し上げます。初めに、収入ですが、1項医業収益は7億3,195万2,000円、前年度比272万6,000

円の増を見込んでおります。入院収益、外来収益及び介護サービス事業収益については、患者数の減少により減収を見込んでおりますが、3目その他医業収益につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う委託料を見込んでいるため、増となるものでございます。

次に、6ページを御覧ください。2項医業外収益ですが、3億157万2,000円、2,553万3,000円の増としております。これは、主に一般会計負担金のうち、へき地医療確保及び不採算地区病院の負担金増によるものでございます。

次に、8ページをお願いします。支出についてですが、1項医業費用につきましては11億921万1,000円、2,242万2,000円の増としております。新型コロナウイルスワクチンの接種対応における職員の時間外手当の増のほか、14ページの中段になりますが、令和2年度に整備しました葛巻病院職員住宅、超音波診断装置などの減価償却費の増によるものであります。

次に、15ページの2項医業外費用における企業債利息については811万8,000円、21件分としております。

次に、16ページ、17ページをお開きください。資本的収入及び支出につきましては、17ページにございます建設改良費において、ベッドサイドモニター等医療器械器具を整備するほか、その他備品として看護師勤務管理システムなどを整備するものであります。なお、整備に伴う財源として、16ページの建設企業債、国保調整交付金を充てるものでございます。

次に、18ページの予定キャッシュフロー計算書を御覧ください。当期純利益は1,172万9,000円の損失という見通しでございますが、19ページの下から3行目の資金増加額につきましては6,952万4,000円の増を見込んでおります。最終的な資金期末残高につきましては、7億9,891万4,000円を見込んでいるものであります。

20ページ目、予定貸借対照表以降につきましては、お目通しいたきますようお願いいたします。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（和野康弘君）

議案第6号、令和3年度葛巻町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第2条、業務の予定量についてご説明申し上げます。給水戸数でございますが、2,636戸、現在の水道普及率は94.2%となっております。年間総配水量95万3,025立方メートル、1日平均配水量は2,611立方メートルでございます。前年度と比較して10.9%低い数値となっております。これは、漏水など無収水量の減少に努めたことが主な要因でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額についてご説明申し上げます。収入、第1款水

道事業収益1億6,326万4,000円、前年度比で389万4,000円の減となっております。

支出の水道事業費用は1億9,098万5,000円、前年度比で409万9,000円の減となるものでございます。

2ページをお開き願います。第4条、資本的収入及び支出の予定額についてご説明申し上げます。収入、第1款資本的収入1億259万1,000円、前年度比で4,693万9,000円の増となっております。

支出、第1款資本的支出1億6,657万7,000円、前年度比で6,363万3,000円の増となるものでございます。

なお、詳細につきましては、内訳表でご説明いたします。

また、資本的収入額から資本的支出額に対し不足する額6,398万6,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものでございます。

次に、第5条、企業債についてご説明申し上げます。企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございますが、大橋・新町地区配水管布設替詳細設計業務、大橋配水管添架工事、合わせて限度額を4,000万円と定めるものでございます。

3ページをお開き願います。第6条、一時借入金の限度額は2億円と定めるものでございます。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費を計上するものでございます。

第8条、他会計からの補助金でございますが、水道事業の運営に充てるため、一般会計から公営企業会計へ811万6,000円の補助を受けるものでございます。

第9条、たな卸資産の購入限度額は568万7,000円と定めるものでございます。

4ページをお開き願います。収益的収入及び支出について、主な点をご説明申し上げます。収入でございますが、1款1項1目給水収益は1億1,773万3,000円の水道料金を見込んでいるものでございます。

1款2項営業外収益でございますが、他会計補助金、長期前受金戻入などを計上するものでございます。

6ページをお開き願います。支出でございますが、1款1項1目原水浄水配水給水費でございますが、報酬、委託料、修繕費、工事請負費などを計上するものでございます。

7ページをお開き願います。1款1項2目総係費でございますが、水道運営審議会委員の方々への報酬、委託料、賃借料などを計上するものでございます。

9ページをお開き願います。1款1項3目減価償却費でございますが、各水道施設の減価償却費、合わせて9,809万2,000円を計上するものでございます。

10ページをお開き願います。1款2項営業外費用でございますが、支払利息1,416万4,000円、消費税114万4,000円をそれぞれ計上するものでございます。

11ページをお開き願います。次に、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。収入でございますが、1款1項1目企業債でございますが、大橋・新町地区配水管布設替詳細設計業務及び大橋配水管添架工事に係る企業債を計上するものでございます。

1款2項1目出資金は、企業債償還元金分となるものでございます。

支出についてご説明いたします。1款1項1目配水施設費でございますが、委託料として老朽化が進んでおります馬淵川（北部）地区水道施設基本設計策定業務、大橋・新町地区配水管布設替詳細設計業務、工事請負費として新大橋整備に伴う大橋配水管添架工事、送水ポンプ交換工事、合わせて5,100万円を計上するものでございます。

1款1項2目営業設備費は、水道メーター購入事業を計上するものでございます。

1款2項1目企業債償還元金でございますが、企業債償還元金1億989万円を計上するものでございます。

12ページをお開き願います。次に、予定キャッシュフロー計算書についてご説明申し上げます。一番上段でございますが、当期純利益が3,287万4,000円の損失という見通しでございます。13ページの下から3行目の資金増加額につきましても、3,385万3,000円の減を見込んでおまして、令和3年度資金期末残高は1億5,935万6,000円の予定でございます。

14ページ以降、予定貸借対照表、予定損益計算書以降につきましては、お目通しをいただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

これで提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号から同意第1号までの17議案については、葛巻町議会総合条例第46条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。ただいま輝くふるさと常任委員会に付託しました17議案について、今会議中に審査を終え、3月16日の最終本会議で委員長の報告を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から同意第1号までの17議案については、3月16日の最終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。議事の都合により3月8日を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、3月8日は休会とすることに決定しました。

なお、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました議案第7号から同意第1号までの11議案の審査については3月10日に行い、議案第1号から議案第6号までの6議案の審査については3月12日に行いますので、ご承知願います。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(散会時刻 12時25分)